

令和7年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務の名称

令和7年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務

2 業務の背景

札幌市は現在、人口減少局面に突入しており、今後もこの傾向が継続することが見込まれている。このため、関係人口の拡大や移住促進等、人口減少の緩和に向けた取組を継続的に推進する必要がある。また、本市においては、民間投資を活用した再開発が相次いで計画されており、特にオフィスビルについては、2030年までにかつてない規模での供給が見込まれている。このような都市のリニューアルの進展を踏まえ、札幌へのUIJターンや企業誘致を促進することが一層求められている。

他方、首都圏においては、コロナ禍を契機としたリモートワークの普及や、結婚・子育て等のライフステージの変化を背景に、生活や働き方を見直し、移住や二地域居住を検討する働く世代が増加しており、地方移住への機運が高まっている。

これらの状況を踏まえ、首都圏在住者にとっての移住先・生活の場として、札幌のプレゼンスを向上させることが重要である。

3 業務の目的

本業務の目的は、20代～40代をメインターゲットとし、本市と関わりのある首都圏の飲食店等を活用したプロモーションやSNSを通じて札幌の魅力を多角的に発信することで、札幌にゆかりのある方や札幌を応援する「札幌ファン」の創出・拡大を行うとともに、札幌の有す「札幌で働く」「札幌で暮らす」「札幌と関わりを持つ」といった都市のポテンシャルの認知度向上を目指すことである。

4 予算規模

総額 8,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

入札参加者は次の条件をすべて満たすものとする。

ア 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者（以下「資格者」という。）であること。ただし、資格者でない者であっても、以下に定める書類を提出し、所定の審査を経た上で、参加することができる。

提出書類	備 考
1 申出書	・別紙様式
2 登記事項証明書	・現在事項証明または全部事項証明

	・写し可
3 財務諸表	・損益計算書及び貸借対照表 ・直近2期分
4 納税証明書 (市区町村税)	・本店の所在地の市区町村が発行するもの ・写し可
5 納税証明書 (消費税・地方消費税)	・未納がない旨の証明書 (納税証明書 その3の3) ・写し可

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- カ 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6 企画競争実施に係るスケジュール

- (1) 質問の受付期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年6月20日（金）12時00分
- (2) 参加意向申出書・資格審査関係書類提出期限・・・・・・・・令和7年7月3日（木）17時00分
・提出にあたっては、後述7を参照すること
- (3) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年7月10日（木）17時00分
・提出にあたっては、後述8を参照すること
- (4) 企画提案審査会・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年7月17日（木）
- (5) 契約候補者の決定及び契約締結・・・・・・・・令和7年7月下旬（予定）

7 参加意向申出書・資格審査関係書類の提出【令和7年7月3日(木)17時00分必着】

- (1) 提出書類
- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 資格審査関係書類 1式
- ※イについては、5(1)アに示す資格者以外で、所定の審査を経る必要のある者が対象
- (2) 提出期限
- 令和7年7月3日（木）17時00分必着
- (3) 提出方法
- 下記「15 各書類の提出先・問い合わせ先」あて郵送または持参
- ※ 直接持参する場合には、平日の9時00分～17時30分（提出期限の令和7年7月3日は17時まで）に持参すること。
- ※ 郵送の場合は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付すること（締切日時必着）。

8 企画提案書等の提出【令和7年7月10日(木)17時00分必着】

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、片面使用）

(i) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部

(ii) 提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 9部

イ 上記ア(i)のPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することとし、片面印刷で最大15ページ程度（表紙及び目次を除く。）とすること。

イ 提出にあたっては一式をクリップで留め、特別な製本は行わないこと。

ウ 審査の公正を期するため、副本9部には、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現(事業者名・ロゴ・URLなど)は一切記載しないこと。

エ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

オ 参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 提出期限

令和7年7月10日（木）17時00分必着

(4) 提出方法

下記「15 各書類の提出先・問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 直接持参する場合には、平日の9時00分～17時30分（提出期限の令和7年7月10日は17時まで）に持参すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付すること（締切日時必着）。

9 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などを行わないこと。

(1) 業務実施体制及び過去の類似業務実績

本業務を実施するにあたっての業務執行体制（総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、従事者の専門性等）、スケジュール、予算配分、類似業務実績等を記載すること。

(2) 「首都圏さっぽろ応援ショップ制度」に関する企画

ア 企画に関する概要、コンセプト、内容等

イ 広告等を活用する場合、実施する媒体、場所、期間、回数等の具体的な手法

ウ 新しいアイデアやオリジナリティがある点と考えるポイント

(3) 公式 Instagram に関する企画

ア アカウント分析及び運用戦略の伴走における実施体制と従事者の実績・専門性、伴走手法等

イ 「仕様書5(2)ウ」に掲げる、目的達成に向けた企画

※ただし、広告等を活用する場合、実施する媒体、場所、期間、回数等の具体的な手法を明示すること。

(4) 【加点要素】将来像を踏まえた展開提案

上記(2)(3)に関連し、今後3年後に「首都圏さっぽろ応援ショップ制度」や「公式 Instagram アカウント」が到達すべき姿（将来像）を踏まえ、本年度の取組を起点とした、中長期的な展開の方向性、段階的な施策・手法等についての提案があれば、併せて記載すること。

なお、本業務の企画提案の主な対象は令和7年度内に実施可能な範囲とし、次年度以降の事業実施については本業務の対象外であり、将来的な実施を保証・確約するものではないことに留意すること。

(5) 成果指標及び目標数値

(6) 積算書

10 質問及び回答方法

(1) 質問方法

- ・質問がある場合には、質問受付期間内に所定の質問書（様式2）に質問の要旨を記入し下記「15 各書類の提出先・問い合わせ先」あてに電子メールで送信すること。
- ・メールの件名は「令和7年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務 質問書」とすること。

(2) 質問書提出期限

令和7年6月20日（金）12時00分必着

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答するほか、原則ホームページで公表する（質問者名は公表しない）。

11 契約候補者の選定

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の契約候補者選定のため、「令和7年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務 企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) 選定方法

本市の指定する日程（「6 企画競争実施に係るスケジュール」に記載。時間は後日連絡）に、企画提案事業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、最も優れた1社を選定する。

なお、企画提案数が6社以上となった場合は、下記(4)エの審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーションに参加する上位5社程度までの企画提案を選定する。

(3) 実施場所

札幌市東京事務所会議室（下記「15 各書類の提出先・問い合わせ先」を参照）とするが、オンラインでの開催となる場合がある。

(4) 実施方法

ア 出席者は2人以内とする。

イ 持ち時間は35分（説明15分、質疑20分）程度とし、本市の指定した時刻から順次行

う。なお、提案者総数に応じ質疑応答の時間は短縮等する可能性がある。

- ウ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日のプロジェクターの使用、および追加資料の配布は認めない。オンライン実施となった場合には、事前提出資料に限り画面共有を認める。
- エ 審査は別紙「評価基準表」による総合点数方式とし、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い参加者を契約候補者とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない事業者の提案は無効とする。

(5) 審査結果

ア 通知

契約候補者の決定後、速やかに提案者全員に対し、電子メールにより通知する。

イ 審査の評価結果に係る疑義の申し立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

ウ 審査の過程については公表しない。

(6) その他

ア 参加者が1社となった場合でも、最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

イ 合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約候補者として選択する。ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

12 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて

(1) 定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3)その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない

14 その他の注意事項

- (1)本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2)業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (3)提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。また、同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (4)提出された企画書は返却しない。
- (5)札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6)提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (7)企画書の著作権は、提案者に帰属する。
- (8)企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (9)企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

15 各書類の提出先・問い合わせ先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 丁目 10 番 1 号 東京交通会館 3 階

札幌市東京事務所 シティセールス担当課 担当：小村、山本

TEL:03-3216-5090

Email:tokyo-citypr@city.sapporo.jp